

農地法第4条・第5条許可申請 添付書類一覧表

(1)共通の添付書類

書類の種類	書類の内容
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る
公図の写し	土地の地番を表示する図面
位置図(10,000分の1から50,000分の1程度)	申請地周辺の土地利用状況が確認できるもの
配置図 (10,000分の1から2,000分の1程度)	申請地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置、形状及び施設間の距離が確認できるもの
申請地付近の現況を示す図面	例：住宅地図の写し
土地利用計画図	建物又は施設を建設する場合は平面図
被害防除措置に関する書面	
資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面	資金証明書（預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し（許可を申請する者のものに限る）等）

(2)法人による申請に必要な添付書類

書類の種類	書類の内容
法人の登記事項証明書又は定款もしくは寄付行為の写し	宗教法人の場合は規則、地縁による団体の場合は規約、その他

(3)一時転用申請の場合に必要な添付書類

書類の種類	書類の内容
農地復元に関する誓約書	
工事工程表	
農地の復元に関する土地所有者との契約書又は同意書の写し	砂利採取事業の場合に必要

(4)該当する場合に必要な添付書類

必要な場合	書類の種類
所有者以外の権限に諸づいて申請する場合	所有者の同意があったことを証する書面
地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合	耕作者の同意があったことを証する書面
他法令の規定による許可、認可、関係機関との協議を了している場合	他法令による許可、認可、関係機関の議決等があったことを証する書面
申請地が土地改良区域内にある場合	土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にはその事由を記載した書面）
当該等事業に関連する取水、排水について水利権者、漁業権者等の同意を得ている場合	水利権者、漁業権者等の同意があったことを証する書面
太陽光発電事業を目的とする場合	事業実施の見込みが確認できる書類
土地登記簿上の所有者の住所と現住者が異なる場合	土地所有者の住民票又は戸籍の附票（写しも可）
土地所有者と耕作者が相違する場合で両者が同一世帯員である場合	土地所有者と耕作者の住民票（写しも可）
農地取得後3年未経過の農地を転用しようとする場合	農地取得後3年未経過で転用を行うことについての理由書
既に農地以外になっている場合	始末書
建売分譲の場合	宅地建物取引免許の写し

相続登記未済の場合	<p>①相続を証する書面(戸籍謄本) (必須)</p> <p>②他の相続人の相続放棄を証する書面 (選択)</p> <p>③相続分不存在証明書 (選択)</p> <p>④相続関係説明図 (必須)</p> <p>(①、②又は③及び④)</p>
一筆のうち一部を転用する場合	地籍測量図
土地改良事業の一時利用指定地を転用する場合	<p>土地改良事業の一時利用地の指定にかかる土地の農地等の転用は原則として許可しないものとする。ただし、農地区分第1種農地又は甲種農地としての農地転用許可基準に適合し、一時利用地の指定中の農地を転用することについて特にやむを得ない事情が認められ、かつ、次に掲げる書面が添付されている場合に限り特例として許可するものとする。</p> <p>ア一時利用地の指定通知書の写し又はその内容を証する書面。</p> <p>イ当該転用に同意し、又は承認する旨を明らかにした次に掲げるいずれかの書面。</p> <p>(ア)土地改良事業の施行地域(換地工区がある場合には、当該工区)内の土地の所有者及び賃貸借その他の使用収益権を目的とする権利を有する者の全員の同意書。</p> <p>(イ)土地改良区の総会又は総代会の議事録の謄本。</p> <p>(ウ)土地改良区の理事会の議事録の謄本及び理事会に対して農地転用について同意し、又は承認する権限を委任したことを証する総会又は総代会の議事録の謄本</p>
転用目的が貸駐車場、貸資材置場である場合	借主が特定できる書類(契約書の写し)
転用目的が営農型太陽光発電設備である場合	<p>・「農地事務の手引(様式編)」別記69から別記74及び</p> <p>・別紙様式例第1号(下部農地における収支の見込)</p> <p>別記69：営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書</p> <p>別記70：営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み</p> <p>別記71：下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書</p> <p>別記72：申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書</p> <p>別記73：営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書</p> <p>別記74：下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書</p> <p>※別記71及び別記72は、事業内容によって提出の要否が異なります。詳細は、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインをご確認ください。</p>
農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、第1種農地を転用する場合	従業者の雇用計画書及び地元自治体等との雇用協定書の写し
農業委員会において特に問題として付議された場合	農業委員会の議事録の写し
	その他参考となるべき書類